

杉並区公契約条例 特定公契約特約（工事）

（労働関係法令の遵守）

第1条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働組合法（昭和24年法律第174号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律（平成5年法律第76号）、労働契約法（平成19年法律128号）を遵守しなければならない。

2 乙は、杉並区公契約条例（令和2年杉並区条例第16号。以下「条例」という。）第2条第6号ウに掲げる特定労働者等に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、前項に掲げる法律の趣旨を尊重して契約しなければならない。

（労働報酬の支払）

第2条 乙及び条例第2条第5号に規定する特定受注関係者（以下「特定受注関係者」という。）は、条例第2条第6号に規定する特定労働者等（以下「特定労働者等」という。）（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。第3条、第5条、第6条及び第13条において同じ。）に対して、条例第6条第1項の区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の同項に規定する賃金等（以下「賃金等」という。）を支払わなければならない。

（乙の連帯責任）

第3条 乙は、特定受注関係者が、特定労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、乙が当該特定受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

（区長への報告）

第4条 乙は、杉並区公契約条例施行規則（令和2年杉並区規則第61号）第5条に定めるところにより、別に定める報告書を作成し、区長が指定する日までに区長に提出しなければならない。

（特定労働者等への周知）

第5条 乙は、次に掲げる事項を、作業所等の特定労働者等が見やすい場所に掲示又は書面を交付することによって特定労働者等に周知しなければならない。

- (1) 特定労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 賃金の支払いについて乙に連帯責任があること
- (4) 所定労働時間及び休日
- (5) 第6条及び条例第9条の規定による申出をする場合の連絡先
- (6) 特定労働者等が第6条及び条例第9条の規定による申出をしたことを理由として、当該特定労働者等に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(特定労働者等の申出)

第6条 特定労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は乙若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(報告及び立入検査)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙又は特定受注関係者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、当該事業所等に立ち入り、特定労働者等の労働条件又は契約条件がわかる書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1) 特定労働者等から第6条及び条例第9条の規定による申出があった場合

(2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合

2 乙及び特定受注関係者は、前項及び条例第11条第1項の規定による報告の求め及び立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第8条 区長は、前条第1項及び条例第11条第1項の報告又は立入検査の結果、乙又は特定受注関係者が条例の規定又はこの特約の定め違反していると認めるときは、乙に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 乙は、前項及び条例第12条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、区長が定める日までに、報告しなければならない。

(公契約等の解除)

第9条 甲は、乙又は特定受注関係者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項及び条例第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項及び条例第12条第1項の規定による命令に違反したとき。

(3) 前条第2項及び条例第12条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、乙又は特定受注関係者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わない。

(公表)

第10条 区長は、前条の規定によりこの契約を解除した場合又はこの契約の期間終了後に乙又は特定受注関係者がこの特約の定め違反していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、第 9 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 12 条 甲が第 9 条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収することができる。違約金の額及び契約保証金の充当については、工事請負契約条項第 48 条の 2 第 2 項及び第 5 項の規定を準用する。

(特定受注関係者と締結する契約)

第 13 条 乙は、特定受注関係者と締結する契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 特定受注関係者は、第 2 条、第 7 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び次条並びに条例第 6 条第 1 項及び第 10 条の規定を遵守すること。
- (2) 特定受注関係者は、乙に準じて第 1 条、第 5 条及びこの条の規定を遵守すること。

(不利益取扱いの禁止)

第 14 条 乙及び特定受注関係者は、特定労働者等から第 6 条及び条例第 9 条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、特定労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。